

殿

福祉事務所長

印

保護追加給付決定通知書

生活保護法による保護の追加給付について、次のとおり決定したので通知します。

1. 保護の追加給付の理由

「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」  
(令和8年厚生労働省告示第43号)に基づき、次に掲げる対象期間に係る生活扶助費  
の追加給付を行う。

2. 保護の種類、程度及び対象期間

種類	生活扶助（内訳は別添のとおり）
程度（追加給付額）	円
追加給付の算定基礎 となる対象期間	年 月 ～ 年 月

3. 追加給付の支給日及び支給方法

（備考）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(別添) 追加給付額の内訳

内 訳	金 額	備 考
基準生活費	円	※ 適用期間等を備考欄に記載
冬季加算	円	
期末一時扶助	円	
基準生活費 (救護施設等)	円	
冬季加算 (救護施設等)	円	
期末一時扶助 (救護施設等)	円	
入院患者日用品費	円	
介護施設入所者基本生活費	円	
冬季加算 (入院入所)	円	
期末一時扶助 (入院入所)	円	
障害者加算	円	
母子加算	円	
妊産婦加算	円	
在宅患者加算	円	
放射線障害者加算	円	
介護施設入所者加算	円	
未成年者控除	円	
合計	円	